

花巻市情報セキュリティ基本方針

(目的)

第1 この基本方針は、市が保有する情報資産の適切な運用により、市民に信頼される行政サービスを提供するため、市の情報セキュリティ対策の基本方針を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報 書類又は電磁的記録媒体に記録された、ある特定の目的について適切な判断を下したり、行動の意思決定をするために役立つ資料や知識をいう。
- (2) 情報システム 電子計算機及び電磁的記録媒体並びに電子計算機周辺機器で構成された、情報を処理するための仕組みをいう。
- (3) ネットワーク 情報システムを利用し情報を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。
- (4) 情報資産 情報及び情報システム、システム開発、運用及び保守のための資料等情報を管理する仕組みの総称をいう。
- (5) 情報セキュリティ 市が保有する全ての情報資産について、機密性、完全性、可用性を維持することをいう。
- (6) 職員等 市の情報資産を取り扱う全ての職員をいう。（臨時職員、嘱託職員、日々雇用職員等を含む）
- (7) 利用者 市の情報資産を業務上取り扱う全ての者をいう。（委託業者等を含む）
- (8) 情報セキュリティポリシー 本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。
- (9) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者の権限を行う市長、消防及び議会をいう。

(対象範囲)

第3 本基本方針が適用される範囲は、実施機関のうち花巻市独自のネットワークに接続している職員等とする。

(情報セキュリティ管理体制)

第4 市が保有する情報資産について、統一的な情報セキュリティ対策を推進、管理するための全庁的な体制を整備するものとする。

(情報資産の分類)

第5 市の情報資産の分類は、次のとおりとする。

- (1) A群 情報システム上の情報資産
- (2) B群 A群以外の情報資産

(セキュリティレベルの分類)

第6 市の情報資産のセキュリティレベルの分類は、次のとおりとする。

- (1) レベル1 基幹系情報システム、個人情報、入札等の機密情報など破壊、紛失又は外部に漏洩した場合、本市の業務又は本市市民の生活に重大な影響を及ぼす情報資産
- (2) レベル2 情報系情報システム、会議録等の内部文書など破壊、紛失又は外部に漏洩することが直ちに本市の業務又は本市市民の生活に重大な影響を及ぼすとはいえないが、破壊、紛失又は外部に漏洩してはならない情報資産

(情報資産台帳の整備)

第7 各課等で管理する情報資産について、分類及びセキュリティレベルごとに、情報資産台帳(別記様式)を整備するものとする。

(情報セキュリティ対策)

第8 市の情報資産を保護するため、次に掲げる情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

- (1) 物理的セキュリティ対策 情報資産への損傷、妨害等から保護するため、サーバー室の入退室管理、停電対策等物理的セキュリティ対策を行うものとする。
- (2) 技術的セキュリティ対策 情報資産を不正アクセス等から適切に保護するため、重要な情報システムへのアクセス権限の管理、不正プログラムに対する対策等技術的セキュリティ対策を行うものとする。
- (3) 人的セキュリティ対策 不正行為、操作ミス等を防止するため、職員等に対する情報セキュリティ研修、情報システムの運用等外部委託先に対する指導、監査等の人的セキュリティ対策を行うものとする。
- (4) 運用面におけるセキュリティ対策 定期的に、第1号から前号までの情報セキュリティ管理項目及び各課等のセキュリティ状態の確認を行うものとする。

(監査及び自己点検)

第9 情報セキュリティが維持されていることを検証するため、定期的に中立かつ公平な立場の者により監査を行うものとし、必要に応じて自己点検を行うものとする。

(評価・見直し)

第10 情報セキュリティ監査及び自己点検を評価した結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要になった場合及び情報システム等の変更、新たな脅威等情報セキュリティを取り巻く状況が変化した場合には、情報セキュリティポリシーを適宜見直すものとする。

(情報セキュリティ対策基準)

第11 第8及び第9の情報セキュリティ対策を講ずるにあたり、遵守すべき行為及び判断等の基準を統一的に定めるため、基本的な要件を記載した情報セキュリティ対策基準を策定するものとする。

別記様式（第7関係）

情報資産台帳（課）

（群－レベル）

番号	情報資産名	内 容